**電気工事業登録証再交付申請**に必要な書類・手数料

◎提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。

チェック欄



**〈申請書提出先〉**

１．長崎県産業労働部新産業創造課（受付及び再交付申請）

〒８５０－８５７０　長崎市尾上町３番１号　　℡　０９５－８９５－２６３２

２・長崎県県北振興局商工労政課（受付のみ）

〒８５７－８５０２　佐世保市木場田町３－２５　　℡　０９５６－２４－５２８７

**〈提出方法〉**

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず**「簡易書留」**で送付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | **登録証再交付申請書　（様式第１３）** |  |
| ２ | **手数料　長崎県収入証紙２，２００円**  **（ただし、営業所の所在地や主任電気工事士に関する変更のみの場合は不要）**  （注意）現金は受付けておりません。  ・長崎県収入証紙の販売は、長崎県内の「証紙売りさばき所」のみの取扱となっております。  「証紙売りさばき所」は、例えば、長崎県内の運転免許証を交付する警察署や、長崎県庁内の売店などです。  ・長崎県収入証紙の購入が不可能な場合は、郵便局で２，２００円分の郵便小為替を購入してください。なお、郵便小為替の購入には、別途手数料が必要です。詳しくは郵便局の窓口でおたずねください。 |  |
| （以下は、再交付に添付する書類の種類） | | |
| ３ | **登記事項証明書（申請者が法人の場合）**  **住民票（申請者が個人の場合）**  （注意）コピーは不可です。原本（3ヶ月以内に交付されたもの）を提出してください。 |  |
| ４ | **汚れ、損じた場合はその登録電気工事業者登録証　（原本）** |  |
| ５ | **失った場合は紛失理由書**様式は任意  （注意）再交付申請理由書は再交付申請の理由が「免状を失った」場合のみ提出してください。  ・.失った経緯、紛失した免状が見つかった場合は返納すること、理由書記入年月日、住所、氏名を記入 |  |

切り取ってお使い下さい。



〒850-8570

長崎市尾上町３番１号

**長崎県産業労働部新産業創造課　電気担当　御中**



様式第１３ （第９条）

長崎県収入証紙はり付け欄

**２，２００　円**

消印をおしてはならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録証再交付申請書 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

＊証紙は長崎県庁内売店・運転免許証を

交付する警察署等で購入出来ます。

長崎県知事 様

※住所・氏名・生年月日は住民票の記載どおり正確に記入してください。

登記事項証明書又は住民票の住　　　 所

　　 氏名又は名称

　　 法人にあっては

　　 代表者の氏名

連　絡　先（電話番号）　　　　　（　　　　　　　）

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１２条の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

１．（現在の）登録の年月日及び登録番号

**平成　　年　　月　　日　　長崎県知事登録　第　　　 　　号**

1. 再交付の理由

|  |
| --- |
|  |

（備考） １　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。